

第8回地方法人課税のあり方等に関する検討会

平成25年5月30日

【神野会長】 それでは定刻を過ぎましたので、これより第8回を数えましたけれども、地方法人課税のあり方等に関する検討会を開催したいと思います。

皆様には、足元のお悪い中をわざわざお越しくださいます。ほんとうにありがとうございます。心より御礼申し上げる次第でございます。今回も、前回に引き続きまして、有識者の皆様方からご意見を拝聴して、その上でもって委員の皆様方との意見交換を行いたいと思っております。

早速でございますが、ヒアリングを開始いたしたいと思っておりますけれども、今回は3名の有識者の方々をお招きしております。お1人目は神奈川大学経営学部教授の青木宗明先生でいらっしゃいます。お2人目は和光大学経済経営学部教授でいらっしゃいます半谷俊彦先生でいらっしゃいます。3人目は、横浜国立大学経済学部准教授でいらっしゃいます伊集守直先生でございます。

進め方につきましては、前回同様でございますけれども、それぞれの先生方から25分程度、私どもの検討課題についてご意見を頂戴して、その上で15分程度の意見交換を行いたいと考えております。発表していただく順番は、青木先生、半谷先生、伊集先生の順でお願いをいたしております。それと、これまでも同じことでございますが、前回同様と、今回もこの検討会につきましては公開で開催させていただいております。

それでは、青木先生、よろしく願いいたします。

どうもお忙しい中、お越しいただきましてありがとうございます。心より御礼を申し上げます。今、申し上げましたように、25分程度のご発表を初めにお願いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

【青木教授】 ご紹介いただきました神奈川大の青木でございます。よろしく願いいたします。

それでは、ご依頼のありましたフランス財政調整ということで、25分程度、たっぷり時間あるようで、制度の話を始めてしまいますと、なかなかどの国も財政調整制度って難しいものですから、制度のところはさらっと後でご質問があれば……。制度の話に入ってしまうと、かなり細かいわけで、できるだけそこは最初は避けて、お話をしようとい

うふうに思います。

まず、お手元にもパワーポイントの資料がプリントアウトされているんだろうと思います。お手元の最初の資料をごらんください。ナンバー振ってごさいませけれども、「フランス地方財政調整」と書いてあるところをごさいませ。オンスクリーンの画面とシンクロさせますけれども、今日お話しするのは、今ごらんいただいている3つの制度ということになります。以前も部分的な水平調整はあったことはあったんですけども、何年かで廃止されたということになります。それと同時に、全国的なものは、ごく例外を除いては初めてということになります。

かつ、今ごらんいただいているところ、3つありますけど、一番右の端っこのところをごらんください。調整の対象というところで、自治体の名前、あえて日本のいわゆる市町村ですとか県、あるいは道州と誤解されないために、わざわざ原語で書いてごさいませけれども、自治体の層については下をごらんください。一番、コミューンと書いてごさいませけれども、これはご存じの方、多いと思いますけれども、大体、日本の面積1.8倍程度のところに3万6,500という非常に小さな規模で存在をしております。

1段飛んで、デパルトマンと書いてあります。これがいわゆる、日本では「県」と訳されているんですが、かつては中央と地方の出先窓口的な位置にあったことも確かなので、似ていることは似ているんですけども、一応、ここでは「デパルトマン」としております。さらに、日本で「州」と訳されていますが、位置づけはかなり権限等も違いますので、どうかと思いますので、「レジオン」ということにしてごさいませ。

ごらんいただいている上の3つの水平調整制度、それぞれにこの3層のそれぞれに用意されているということでご理解ください。

もう一つだけここで申し上げておきますけれども、一番下の3万6千のところですけども、日本とは大いに議論が異なりますけれども、やはり3万6千あって、財政調整もできない、あるいは地方税をとること自体、なかなか難しいということで、当然、スピルオーバーが発生しますので、このところをできるだけ自主性、あるいは自治を侵害しない範囲内で協調しようと。広域連合と自治体の中間的なところかなと思いますけれども、課税権を持たせて、連合を組ませているというところだけご留意ください。

裏面に行きますけれども、(1)FPDMTO、(2)FPICと書いてごさいませけれども、次の3ページがこのそれぞれの水平調整の概要になってごさいませ。要点だけまとめてあります。細かなところは、先ほど申し上げたように、できるだけ入らないようにし

ております。

ここでご指摘を申し上げたいのは、1つは、後でもう一回この部分を繰り返すこととなりますけれども、水平調整の定義にかかわるところで、ここでは一応、地方税を調整の対象として、豊かなところからは税収を削減する。ここで括弧して拠出と書いてありますが、実際には、後で申し上げるように出すわけではございませんけれども、地方税を対象にして、豊かなところを減らして、財政力の弱いところに回すということを、一応ここでは定義とさせていただきますけれども、1番目のデパルトマンの基金については、この不動産有償譲渡税ということで、中ではこれはさらに細かく分かれて、登録税ですとかといったようなものが入ってきますけれども、そういうことになっております。

制度はなるべく入らないように、総額は、そこに書いてありますように3.8、86億ユーロということで、規模的にはそれほど大きくはございません。税収総額86億円のうちの3.8億円ですので、0.5%以下になっております。税収削減団体はどうかと、ここで少し後に何回か繰り返し出てきますけれども、ご記憶いただきたいのは、拠出団体になる基準が全国平均のここでは75%となっております。つまり全国平均ではないということにご留意ください。このところは、後でご質問が出るかなとは思いますが、できるだけ拠出団体と交付団体を半々にして、明確に分けるようなことは避けたいというのがフランス国会の中の議論であります。できるだけ拠出団体といますか、財源削減団体を多くしておかないと、どうしても出すほうは不満がたまりますので、できるだけそこは出したり入れたりということを幅広くやるというのが基本的な考えになっております。

交付デパルトマンについては、下のほうにございますけれども、基準はおおよそ財政力と、税収調整対象になっている税収の金額だというふうにお考えいただければ結構です。

次のページに参りますけれども、2番目、これが先ほど申し上げた3万6千ある財政調整、どうやるんだという話になりますけれども、F P I Cというふうに言われております。ここで大事なことは、総額は税収総額の2%相当だということです。ここは後で申し上げますけれども、これを大きいと見るか小さいと見るかですが、このコミューンと連合がとっている税収の2%が上限ということになろうかと思えます。

拠出団体になりますが、今、申し上げたとおりに、こちらも全国平均の9割ということになります。ですから全国平均の9割から10割の部分、この平均を下回る部分は、拠出団体でありながら、交付団体になる可能性が高いということになります。

下のその交付団体ですけれども、これはそこに書いてありますように、総合指数という

ことで、何を見ているかなんですが、これはよく幾つかの国でやっているとおりの、1つは課税所得ということで、これは国税所得税の課税所得をとります。もう一つが、財政力ですね。その上のところに統合財政力と書いてありますけれども、基本的にいいますと、地方税プラス、日本で言うていいのかどうなのか、後でこれまたちょっと問題あるかとは思いますが、地方の共通財源と言われている交付税的なもの、これが入ったものが統合財政力だとお考えください。地方税収だけでいきますと、どうしても、後でこの点ももう一回申し上げますが、フランスの場合には、国の政策で地方税収が減ったような場合には、確実に100%、国が財源保障するというのが憲法に書いてございます。

それをやっているものですから、国の交付金の位置づけが、地方税なのか、あるいは地方税代替の補償財源なのかというところが非常に似てくるんですね。ですから地方税だけで財政調整かけてしまいますと、補償されている部分が多いところが不当に扱われるということになる、あるいは有利に扱われるということになりますので、この統合財政力という中に、財源補償、「ホショウ」というのはコンペンセーションのほうですが、コンペンセートされた財源補償分がここに入ってきているとお考えください。この点、後でもう一度申し上げます。

もう一枚めくっていただきまして、3番目、これがまだ今、始まったところなので、よく実状がわかっていません。1番目と2番目、今、申し上げたところはもう結果が出ていますので、『地方財政』という雑誌の2013年2月号に書いた原稿、本日のパワーポイントと同タイトルの「フランス地方財政調整における「水平調整」導入の背景と意義～欧州危機・国家財政難と「調整継続」の意思表示～」という原稿には配分結果も含めて掲載しておりますけれども、この3番目については、実はまだよくわからないところがあって、昨年末の予算審議でようやく確定したという状況ですので、よくわかりません。

金額的にいいますと、レジオンの財政規模、小さいのですが、5千万ユーロ、デパルトマンはさらにこの基金については小さくて、2.6千万ユーロ。先ほどよりも小さいということになります。

税収削減については、ここでやっとな全国平均がとられましたけれども、基本的にはかっているのは財政力ということになります。ただし、この事業付加価値で、後でもこれ申し上げますが、この会議で多分、話さなければいけない一番のテーマになるかと思っておりますけれども、地方法人課税改革の結果として出てきた地方の付加価値課税になります。この税

収の増加率といいますか、つまり2011年にこの改革が行われて、それ以降、税収がばらつかないように調整するのがこの基金の目的だとお考えいただければ一番わかりやすいかなと思います。

ですので、財政力が低くても、この税収の増加率が多くなければとりませんということになっています。あくまでも財政力は目安で、財政力を目安にしつつ、この税収の増加率が飛び抜けて高いところからとりましょうというやり方になります。

交付については、見ていただくとおり、少しやっている行政の内容に応じて変わってくる。例えばレジオンであれば高校が入ってきますし、デパルトマンの場合には道路が入ってくるというふうになっております。

いよいよこの制度の話、またご質問あれば、後でというふうに。画面を動かすのを忘れていましたが、ここからがいよいよ本題になります。本日の論点と結論というところで、2点、私のほうで論点になるだろうということを用意させていただいております。1つ目、なぜ水平調整が導入されたのだろうかということになります。2番目、水平調整の実態は何か。つまり、なぜ水平調整が導入され、それをどういうふうに評価すればいいのかということになります。

1番目、ここに簡単に結論を書いてございます。後でもう一回、繰り返すことになりますけれども、なぜ水平調整が導入されたのか、理由ですけれども、これは明らかに欧州危機以降の国の財政難だということになります。つまり地方の自治体の格差がどうだこうだ、変化したとか、あるいは、後で申し上げますけれども、地方法人課税の改革があつて、税収配分が変わった、だから調整するというよりも、決定的な要因は、国の財政が厳しくなってきた、その結果として財政調整ができにくくなった。後でこの理由は申し上げます。できにくくなった。ただしフランスの憲法には、実は財政調整をやると書いてあるものですから、政府としては放置ができないわけで、財政調整を継続してやらなければいけない。

じゃあ、今までどおりに国の交付金を通してできなくなったあげくにどうしたらいいかとなると、もうしょうがないけれども、水平調整をやるしかない。後でこの点ももう一回繰り返して申し上げますけれども、フランスの財政調整の伝統、あるいは地方関係者の頭の中からは、水平調整というのはできるだけ避けたい。当然ですけど、けんかになりますので、かつて何年かやりましたけれども、やはり出す側の不満、もらう側の精神的なあんまり気持ちよくないということもあつて、できるだけ出入りのないような形、つ

まり国の交付金を使って財政調整をやってくれというのがフランスの伝統的な思考回路になっております。

そこからすると、水平調整は異端なのですが、何でなったのかといいますと、今、申し上げたように、国の財政が厳しいので、やむを得ないということになります。

2番目、水平調整、どう評価すればいいのかなんですが、ここも結論からだけ先に申し上げておきますが、あくまで、やはりフランスの場合には独自の理由がございますので、一般的な意味で水平調整がいいとか、あるいは今までの垂直調整から水平調整に変わったというような評価をすることはできない。そこに書いてございますように、あるいは先ほどちらっと示唆申し上げたように、垂直調整、つまり比較してよくないと思うんですが、日本でいうと交付税的なものの中で格差是正をすることと、地方税を使って水平調整をすることは、フランスの地方の自治体の関係者にとっては別に大きな違いはないということになります。

これを今から少しずつお話しさせていただきたいと思いますが、時間からいうとあまりないので、用意してある地方法人課税の改革、あと10分なので、少しここは、用意しましたが、飛ばします。後でご質問あればください。

2ページほど、なぜ水平調整が導入されたのかのところ、地方法人課税の改革の結果と、その過程のところを書いてございます。行われたのはこういうことということです。ページ数でいきますと、左上に6と書いてございますが、これが現在のフランスの地方法人課税になります。

その次のページにあるのが、この改革に伴って財源補償をされた結果になります。今、私がお話ししていることとの関連でいいますと、7ページ目の真ん中のところをごらんください。TPと書いてあります。これがかつての職業税と呼ばれていた地方法人課税ですが、職業税改革による地方減収への補償ということで何が行われたのかということをしただけここで見ておいていただきたいと思います。先ほど申し上げたDMTO、これとTASC A、日本語で言ったほうがいいと思いますが、自動車保険の契約税、これがデパルトマンに移譲されました。小売店舗面積税、これがコミューン・連合に移譲されました。

当然、税源移譲だけでは調整し切れませんので、それを補うものとして、職業税改革補償交付金というものが各層レベル、レジオン、デパルトマン、コミューンそれぞれのマクロ的な補償として、このDCRTPが交付されました。

さらに、これだけでは当然、自治体間の調整はできませんので、FNGIRという個別

自治体歳入補償全国基金というもので、自治体ごとに100%財源補償をしたというのがこの結果になっております。この改革に伴って、もう一つは地方税の整理も行われましたが、これはちょっと省きますが、ここのところで2011年にかなり地方税をいじったということをご理解ください。

次のページ、8ページ目からがいよいよ、いよいよといたしますか、本題のところになります。水平調整導入のほんとうの理由ということで列挙してございます。ここを読んでいただければ、私が申し上げたいことは全部書いてあります。1番目、2番目、3番目ぐらいまではご理解いただけると思います。リーマン・ショック、欧州危機で国の財政赤字が激増しました。その結果として、地方財政調整がしにくくなった。先ほども既に申し上げたとおり、③、④あたりの話になりますけれども、従来、地方財政調整、特に自治体間の格差是正というのは、国の交付金を使ってやりました。

ただし、国の交付金というのが、今、画面のほうには出ているのですけれども、画面のほうの、この印刷したものでも3ページぐらい後ろにはありますけれども、ちょうど10と書いてあるところですが、ここの右の下のところをごらんください。これが国の交付金のイメージ図だと思ってください。フランスの国から地方に渡る財源というのは、基本的にいうと、ほとんどが国の政策によって地方税収が減った、もしくは地方の負担が増えた。事務権限の移譲等々があつて、地方の事務が増えた。その結果として、補償をしなければいけない。国から地方に渡るお金のほぼすべては、この補償、つまり英語で言いますとコンペンセートの交付金なわけです。

ところが、補償ですから、これを使って自治体間の格差の是正をするということは約束違反になります。よろしいでしょうか。ということになりますと、国の交付金を使って、自治体間の格差是正をやりたければ、今のイメージ図の上の部分、塗ってある部分、この三角形の部分を増やしていかないと、自治体間の格差是正ができない。

フランスのこれまで過去二十数年間の自治体間の格差是正というのは、この黒い部分を意図的に政府が無理やり増やして、財政調整をするということが慣例になってきたわけです。ですから、日本ではいろいろな議論がありますけれども、フランスの場合、国会議員も含めて、国会議員はほとんどが地方議員なわけですが、国の官僚、国会議員も含めて、地方に対して財源移転を増やすことについては、基本的にそれほど反対をしない。なぜかという、自治体間の格差是正はほぼ専らこの部分に左右されていたからです。

この部分が実はリーマン・ショック、欧州危機で増やすことが不可能になった。私のほ

うの原稿を見ていただきますとわかりますが、国から地方に渡るお金はほとんどがストップしているか減少しています。ということになりますと、自治体間の格差是正がもはや今までのようには続けられない。ところが、先ほど申し上げたように、これ、⑥までであるところの5番目になりますが、憲法72条の2のところ、地方財政調整をすると書いてあるということになります。したがって、やむを得ずフランスの政治、行政の伝統からすると、あんまりいいことだとは思われていなかった水平調整を入れざるを得なくなったということになります。

2番目の論点に行く前に、ちょうど11ページのところをごらんいただきたいと思えますけれども、もう一つ、今、申し上げたように、単に政治家、あるいは官僚の頭の中の問題だけではなくて、水平調整というのがなぜ伝統的に難しいかと思われていたかといいますと、この11ページのところに書いてあることはかなり決定的に大きいわけです。

1つ目は、地方議会議員、地方の首長はほとんどが国会議員ですが、この人たちが望ましいということ、今、申し上げたことが書いてありますが、2番目、3番目、4番目です。2番目、何かといいますと、この人たちの影響力が大きいということが書いてありますけれども、下の2つですね、すみません。大事なのは下の2つで、1つは、コミューンの数が多過ぎて、財政調整、特に水平調整になりますと、「とった、とられた」になりますので、これをやる場合に、これだけ3万6千の間で「とった、とられた」やれるのかという話に当然なります。

それともう一つが、そこに書いてありますけれども、これはヨーロッパの国では常識ですが、30年、40年、不動産課税の評価替えをしていませんから、これを使って財政力というのはいかがなものかと。これに基づいて、「とった、とられた」やったらひどいことになるだろうというのが常識的にあったというふうにお考えください。それにもかかわらず、やらざるを得なかったと。

さらに、最後の論点に行きますけれども、水平調整の実態は何かというところで、一番最後の12ページをごらんください。1番目は、今申し上げたことなんですが、2行目からですね。フランスの特別な状況で成立する特殊な制度ですよということをご理解ください。それが下のほうのフランスの特別状況というところの2つ書いてございます。垂直調整の中の格差是正と水平調整は、自治体の現場では同等の意味があると。かなりきつく書いてございますけれども、両者の垣根は極めて曖昧だと。

というのはなぜかと申しますと、1つ、地方税のほうが、国が調整して交付しているも

のですから、はっきり言って国の交付金と地方税との境目が非常に、自治体の現場からすると曖昧になる。逆に、2番目に書いてございますけれども、国の交付金、日本と違ってほとんどの国の交付金が直入になっております。国の予算は通りません。ですので、これもどう表現したらよろしいのでしょうか、いわゆる地方の共有財源という性格が日本以上にはっきりしていると。したがって、国の交付金と地方税とどこがどう違うんでしょう。もちろん理論的、アカデミックに言えば、「課税自主権だぞ、特別だぞ」といった話になってきますけれども、現場からすると、国の交付金の特に財源補償されて自分たちのお金だと言っているお金で格差是正をするのと、地方税だというふうに言って、国から12分の1、毎月もらうものの中で調整をするのと、それほど両者の間の違いを精神的に区別して認識することは難しいというのが正直なところで、これがあるので、水平調整が導入することを比較的簡単にできるというのがフランスの特殊性だというふうにご理解ください。

もう一つ、普遍的な事実として、これはフランスでも行政裁判が起きて、判例になっておりますけれども、水平調整であまり大規模な調整をすることはまかりならんというのがフランスの司法判断、憲法の上でも、裁判、これは後で半谷先生のほうからお話あると思いますけれども、やはり水平調整でかなり財源の総体的な規模が変わるぐらいの中でやってしまうと、これは憲法違反ですよということになるのだらうと思います。

すみません、ちょっと超過いたしました、以上でございます。

【神野会長】 どうもありがとうございました。

それでは、ご意見、ご質問を頂戴したいと思いますが、ちょっと混乱するといけないので、概念だけ確認しておきたいんですが、水平調整と垂直調整の定義ですが、これはいろいろあるので、フランスの場合でも、青木先生の場合でも構いませんが、つまり、何て言ったらいいのかな、地方税を使って調整するのを水平的財政調整と言い、国税を使って調整するのを垂直的財政調整と言う場合もあれば、レベルの違う、国、地方とか、そういうレベルの違う政府間の財源ないしは税源を調整するのを垂直的財政調整と言い、レベルの同じところの調整をするのを水平調整と言う場合もありの、混乱しますので、ちょっとどういう感じで。

地方税を使ったという感じでいいんですか。

【青木教授】 ほんとうに純化して言いますと、地方税を使ったということに純化されてしまいます。多分、次の半谷先生のほうでまた定義のお話をされることは間違いのないと思いますけれども、フランスの場合は、今日の私の一番申し上げたことからご理解

いただきたいと思うのですけれども、非常に水平と垂直の区別が曖昧だということで、ですから異なるレベルといっても、国の交付金は地方のお金なので、これを異なるレベルで来たかという、地方税も異なるレベルから来ていますので、非常に定義そのものがどこで定義すればいいのか。

地方税を使っているのですが、国の交付金の財源も、地方の共有財源ということからいうと、地方税の認識です。地方自治体関係者からすると、ですから、定義そのものがあまりなくなってしまうということになってしまいます。

【神野会長】 ということですよ。そもそもこのコンペンセーションというか、その部分や、それから職業税にかかわるところは、地方からいけば地方税だという考え方でよ。ね。

【青木教授】 はい、地方税だということで、とにかく国のせいで地方税が減ったり仕事が増えて支出が増えたら、完全に国が補償するんだけど、これはもう地方のものだという認識ですから、国からもらっているわけではないと。

【神野会長】 わかりました。

いかがですか、小西先生。

【小西委員】 ありがとうございます。私のほうからもごく技術的なことをお尋ねしたいんです。

今のご説明、よくわかったんですが、わかったので、かえってちょっと確認しておきたくなったのは、その場合、国税なのか地方税なのかの一番の違いは、徴収をどこがするかということだというふうに理解してよろしいんでしょうかという基本的な質問と、それと、今日は3つのかぎ括弧つきの水平調整の制度をご紹介いただいたわけですが、これは国の法律に基づいているとか、制度設計はどこがやっているんだとか、それに国がやると、あるいは国会で決めているとしても、制度決定に地方が関与できるのかどうかと、その点、ぜひお教えいただきたいと思います。

【神野会長】 すみません、ちょっとついでに、フランスの場合には徴税一元化されているので、国が全部徴収するわけですよ。それでコンペンセーションが出てくるのだけれども、そうなんです、任意税もそうなの。つまり地方自体が、日本でいえば独自課税に当たるところの任意税も全部、国税庁がやるのですか。

【青木教授】 ご質問ありがとうございます。今、神野先生のほうからご質問あった任意税については地方がとっている。

【神野会長】 任意税は地方。

【青木教授】 はい。地方がとっているものもごくわずかですが、あります。

小西先生のご質問、国税、地方税の区別なんですけど、今、神野先生から補足いただいたように、あくまで法律的にすぎません。課税権者が誰かは。

【小西委員】 条例で定めるとかそういうことでもなくてですか。

【青木教授】 はい。

【小西委員】 日本の場合ですと、地方税は、国税で地方税法があっても全部、一度、条例でもう一回定めていますけど、それをもって地方税と呼ぶということでもないのですね。

【神野会長】 立法権ですよ、おっしゃっているのは。

【青木教授】 立法権については、国のほうになりますので、あくまで地方の自治体のほうが毎年、決めているのは税率だというふうにお考えいただければ結構です。

【神野会長】 すみません、フランスの場合には、地方税は強制的にやらなくちゃいけない税金と任意税と分かれていて、それ以外の独自課税はできないわけですよ。こちらのほうの課税を設定するのは、強制的に設定しなさいよと決まっているんだけど、日本も同じだけど、条例で裏打ちしなくていいのですね。しないの。

【青木教授】 していないと思います。

2番目のご質問なのですが、財政調整の制度設計の部分については、当然、これ決定しているのは国会です。日本と違って、ご存じのように上院が完全に地方議員で選出された国会議員ですから、このところが企画立案を相当やっております。ですので、どうでしょうか、あんまり言い過ぎると怒られるかもしれませんが、かなり政治主導的に制度の案が出てくるということで、もちろんそこに省庁、官僚の方が絡んでいくわけですが、アイデアと、そのぎりぎりの最後の決定まで相当に国会の審議が細かくやられるということは間違いないと思います。

もう一つ、そこに地方が絡んでいくのかということで、今も申し上げたとおりに、国会議員のほとんど、上院は完全ですし、下院についても95%以上は地方議員ですので、これ以上の参加の仕方は多分ないのかなと。

それと同時に、もう一つは、財政調整については必ず地方財政審議会に諮ることになっておりますので、最終的にはこの意見を聞かないと、国会も通せないということになりますので、かなり地方の意見は多過ぎるぐらいに入っているような気はいたします。

【神野会長】 吉村先生。

【吉村委員】 今回、ご紹介いただいたフランスの水平調整については、財政危機と、あとフランスの憲法の規制というのがやはり大きな要因だということでご紹介いただいたんですが、この制度が安定的なのかというか、将来の見通しというのをちょっとお伺いしたいと思います。

それで、特に私、フランスの税目がどのように割り振られているのかというのを正確に把握しておりませんので、経済環境の変化によって、一般論としてなかなか言いにくいところがあると思うんですけども、例えば景気が上向いたときには、税収の格差は拡大するのか、それともそういった安定的で、そんな議論はあまりないのか、ちょっとお伺いできればと思います。

よろしくをお願いします。

【青木教授】 ありがとうございます。制度の安定性なのですが、実はこれ、いろんな研究会でもご報告させていただくと必ず出る質問なのですが、私の原稿の最後の言葉は、実はこの制度の行方は、正直に言って読めないというか、それほど長く続いて永続的に行けるのかという、やや疑問がありますと。

というのはなぜかといいますと、冒頭でもちらっと申し上げたんですが、水平調整、全国制度も、レジオンについては前もやっていたんですが、やはり出す側の不満が相当、パリを中心に大都市側の不満がたまりますので、どうしてもあんまり皆さん好きではない。

そうすると、これ、今日お話ししたとおりに、導入された原因があくまで経済環境、財政状況の悪化ですので、これが好転するかどうかに多分かかっている、好転して、国のほうがまた垂直使ってできるぞということになれば、これを縮小して行って、消していくのかなという気はいたします。ですから、あくまで安定しているかどうかは、経済財政状況次第かなというのが私の一番のお答えになります。

2番目なのですが、すみません、ぱんと飛びました。

【神野会長】 税収に弾力性があるかどうかということですね。

【吉村委員】 そうですね。

【青木教授】 そうですね、弾力性と格差のお話だったと思いますけれど、結局、改革のお話、今日はできなかったんですが、不動産と償却資産と支払い賃金等にかけていた税金を今回、付加価値に変えていますので、以前よりは弾力性は出てきたことは間違いありません。

ただ、逆に、同時に格差が広がる。どの部分を言うかにもよるのですが、ちょっと今回、一本だった税金を3本に分けたんですね。これによって、不動産部分と付加価値部分と、あとは付加価値税に変えることによって、あまりにも税金が減ってしまったいわゆるネットワーク企業といいますか、鉄道ですとか電線ですとか電話ですとか、そういう固定資産税的なものが重かった企業に対する税金、この3つに分かれておまして、どれを見るかによるんですが、一番大きな真ん中の付加価値部分でいいますと、今、申し上げたように弾力性は高まり、かつ格差は広がりやすくなったことは間違いないのかなと思います。

【神野会長】 これは、この付加価値税の改革は、前に、何でしたっけ、判子を押した押さないで、GDP型の付加価値税が実際には存在するんだけど、執行されなかった時期がありますよね。あれを復活させたの。

【青木教授】 ありがとうございます。神野先生、よくご存じなので、今、お話しただいたのはかなり前なのですが、あれからまた紆余曲折がありまして、ただ、こういうふうにお考えいただければいいです、地方と国であって、片や経団連があって、経団連のほうは「なくせ、なくせ」とずっと言うわけですね。

ここで「なくせ、なくせ」のときに、政府もなくすべきだと大統領は必ず言っちゃうんですけれども、じゃあ、大統領がなくすと言ったから、検討会議を開いて、なくした後どうするかを考えるべきだとなると、必ず何回も何回も繰り返し付加価値案が出てくるんですね。その度に付加価値税、なかなか難しいよということをつぶされるんですけれども、ようやく今回、かなり思い切ってできてしまったというのが正直なところで、復活といえば復活であり、紆余曲折といえば紆余曲折、長年の夢がかなったみたいなどころではあります。

【神野会長】 これは特にあれですよ、書いていただいているのだと、GDPとか何とかというようなしゃれたというか、そういう概念ではなく、非常にアバウトにつかんでいるという理解でいいのでしょうか。

【青木教授】 はい、アバウトにつかんでいます。GDPよりは、償却資産、たしか除いたので、やや小さくなっていると思います。

【神野会長】 ということですね。だからNIというか、国民所得型に近いということですね。

【青木教授】 はい。

【神野会長】 すみません。じゃあ、続いて、2つどうぞ。

【鎌田委員】 ありがとうございます。2点お尋ねしたいんですけども、1点は、行政裁判になったということがご紹介ありましたんですけども、その憲法院の判決の中で、先ほどは規模が大きければだめだというようなことだったと思いますが、これは何か量的なめどについての判示というかはあったのでしょうか。

それからもう一点は、地方財政審議会、地方財政委員会というふうに言われていることだと思いますが、そこが今回の特に水平調整に関する制度設計に当たって、何か意見とかそういうことを言っていることがあれば、もし先生のご記憶のことがあれば、お願いします。

それで、地方財政委員会の関連で、この水平調整に関して、地方財政委員会は何かかわっているのでしょうか。

【神野会長】 小山委員も続いて、すみません、お願いします。

【小山委員】 今までのお話の中に一部出ているんですけども、憲法72条の2に地方財政調整の強化が明記されているというふうにご説明いただいたんですが、これが根拠で、全体の水平調整もスムーズにいくというふうを考えるのか、もしこれがなかったらできないというふうを考えるのか、その辺は、これ、ちょっと質問として難しいかもしれないんですけど、どんなふうにかえたらいいのでしょうか。

【青木教授】 まず、鎌田先生からのご質問ですが、いわゆる憲法違反になるぞみたいなこと、先ほどお話ししたのですが、調整をやり過ぎると、特に水平でやってしまうと。フランスの場合には、数字そのものは出していないのですが、私の原稿のほうにもちょっと書いたんですが、フランスの場合の表現とすると、自由な行政、自主的な行政を妨げてはならないというのが憲法にも使われている言葉なんですけれども、その自由な行政を妨げないでしまっただけでは、これはいけませんよと。この調整をやり過ぎてですね。という表現になっています。

ところが、上院はこれで満足してなくて、これをもうちょっと数値化しろというふうにと繰り返して主張しております。上院のほうの考えでは、これは人によってちょっとパーセントが違うので、ひとり歩きすると怖いんですけど、腰だめで1割ぐらいなのかなというのが、いわゆる税込総額の1割、10%程度を超えると、やっぱり自由な行政は妨げられちゃうのではないのと。どうも国会議事録を読んでいると、そういうイメージだろうと思っております。

地方財政委員会ですが、地方財政委員会、鎌田さんもお調べになって、よくご存じなん

ですけど、ここに入っている人自身が地方議員であり国会議員である人が入っていますので、何をもって関与したかというのがなかなか難しいんですね。組織として関与したのか、それとも個人で関与したのか。個人はもちろん関与しております。組織として関与となりますと、案が出てきたときに、途中で意見を求められています。ですので、地方財政委員会の場合には位置づけが微妙なところで、別に決定権があるとか、国会に対して優位だとかいうわけではありませんので、ただ実際の影響力は、ご存じのように非常に大きいわけで、ですからその意見を途中で聞かれて言ったということだけでも相当な影響力があったというふうにお考えいただければ間違いないかなと思います。

小山委員のご質問なんですが、憲法に書いてあるからうまくいったというのは全くご指摘のとおりだろうと思います。フランスの場合、自由・平等・博愛みたいな、そういう、何て言いますかね、誰もがわかる、建前と言っちゃよくないですけど、やっぱりかざす目的が大事だということで、この辺が日本の政治家とえらい違うかなと思うんですけど、そのかざす目的がきっちりしている場合には、みんなそれに向かって悪口言わずに頑張りますよということになりますので、やはりこれ、掲げてあるかないかは相当に大きかったとお考えいただいて間違いございません。

【神野会長】 よろしいですか。じゃあ、連続してお願いします。中村委員、それから林委員と、順番でお願いします。

【中村委員】 今の小山先生の質問とも関係があるんですが、憲法の規定が財政調整の強化、これは特に水平的財政調整というふうに規定されているわけではないと思うんですが、それと、前のページの同じ憲法の72条で、地方の自主財源比率の維持が想定され、補償の手段が税源移譲ということで、税源移譲をどんどん進めていくとなってくると、それでしかも財政調整が大事だということを強調すると、必然的に水平的な財政調整というものの必要性というのは高まってくるのではないかと思います。

憲法がいつ現行のものになったのかわかりませんが、そのときに既にやはり将来は水平的な財政調整というものに行きつくんじゃないかと、そういうような予想もし得るわけですね。そういうことが想定されていたのかどうかということが1つと、あと憲法の規定に、財政調整の強化が明記されているとありますが、財政調整の目的、そしてその目的を具体化するような原則というものがどういうものであるのか。

例えば税収の格差をならすと、そういうことが目的であるとすれば、徴税努力というものが入ってしまうと、入れるその意義というのはわかりますが、その徴税努力へのインセ

ンティブを財政調整がそがないようにという、それ自体はわかりますけれども、制度としての機能としては、曖昧なものになってしまうわけです。

いろいろな制度がいろいろ乱立していて、フランスの財政調整制度の目的や原則というものがどういうところにあるのか、非常に理解するのが難しいので、教えていただければと思います。

【神野会長】 続いて、すみません、林委員、お願いいたします。

【林委員】 先ほどの小西先生の質問と関連するんですけども、日本のように国が地方税の税目を決め、地方は税率を地方が決めているのかということと、税率を決める場合は、地方議会が決定しているのかということです。あとは実際に地域間に税率のバリエーションがあるのか。

もう一つは、水平調整を始めた1つの原因が、国の財源不足により地方におりてくるお金がなくなったということだったと思いますが、ということは、その新しい原資を地方でつくって、この水平調整のお金に回したんでしょうか。要するに、地方で増税をしてこの水平調整の原資にしたんですか。

以上、2点をお願いします。

【神野会長】 関連して、ちょっといいですかね。タックスエフォート、つまり課税努力、依然としてこれは財政調整の中に入り込んでいるということですね。だから税率を引き上げたところの方が多く配分されるようになっていて、税率を引き下げれば少なく配分されると。

ただ、これはもともとは住居税、日本では住民税に限られていたはずなんですけど、それ、ここは全体に引き伸ばしたということと理解していいのかなどか。

すみません。

【青木教授】 まず忘れないうちに、今の神野先生のご質問にお答えしておきますが、徴税努力が入ったのは、税金では、ご指摘のように住居税に入ったんですが、一番大きな国からの交付金の計上総合交付金にはずっと入っていました。ですので、徴税努力……。

【神野会長】 全税種。つまり平均……。

【青木教授】 いや、いわゆる法人課税を除く3税と言われるもの。

【神野会長】 カトルヴェイユ（四つの旧税）の本税なき「サンチーム」（付加税）のほうね。

【青木教授】 はい。

【神野会長】 わかりました。

【青木教授】 では、まず中村先生のご質問は2つなので、非常にお答えが難しいところで、ちょっと今、頭、混乱して考えていたんですけども、確かに国から地方に仕事を行かせる、あるいは地方税収が減少した場合には税源移譲は基本です。ですから、地方の税源の中で地方税率が増えるのじゃないかということを前提にしたご質問だろうと思うんですが、現実には、実は増えてはいないんですね。比率的にいいますと。

それともう一つは、国と地方と比較したときの地方税が日本よりも低いものですから、それほどの規模に実はあんまりなっていないくて、ですから税源移譲を増やすと、格差調整は地方税でやらなきゃならなくなるのじゃないですかというのは、確かに素朴なご疑問というか、抱かれて当然のご疑問なのですけど、現実にはそこまで地方税の比率が上がっているわけではなくて、十分に国の交付金のほうで今までどおりやろうと思えばできたということなんですね。

それともう一つが、これは2番目のご質問と絡むんですが、財政調整といっても、日本の方にこういうことを申し上げるとよくないんですが、日本で考えられている財政調整と、やっぱりヨーロッパレベルで考えている財政調整って、質的にまるで違いますので、例えば財政需要をほとんど見ていませんので、となると、税収調整メインで、あと多少の大変そうな仕事は見ようという程度ですので、そこからいっても、税源移譲で税収、地方税増えたから、財政調整は必然的に水平しかないというのは、ちょっと現実からすると違うかなというところになります。

2番目のルールなのですが、今、ちらっとお話ししたように、これはフランスでもいろんな議論があります。ただし日本の、我々のアカデミーを誇るわけではないんですが、日本の学者、神野先生をはじめ日本の学者が議論しているレベルと、フランスの財政調整をめぐる議論とでは、けた違いにやっぱり調整をやっていないだけ議論が表面的な議論なんですね。

国会レベルでも、さまざま調整強めるということで、このところ上院議員が活発に報告書を何人も出していて、財政調整どうするんだと、1人当たりの財源、例えば均等化するのとか、あるいは行政サービスの水準を均等化させればいいのかとか、いろいろな議論はしているんですが、まだ明確にこれだというのがないですし、多分、これ日本でもないのかもしれませんが、財政調整目的、どこまで行ったらいいんですかというのは、相当にアバウトな形で議論はされているのが正直なところですね。

さまざま強めようというんですが、なかなか強められないですし、今までやってきたことが、先ほどの絵で見ていただきましたけど、国のコンペンセートの交付金の中で少しずつ格差是正をやっていこうという、せいぜいその程度なので、じゃあ、これをもってどこまで行くだろうと。日本のようにがらがらとその年度で組みかえたりはしていませんので、毎年毎年、その上に乗っかっている増える部分でもって、これを貧しいところに分けていって、時間を使って、あるいは何百年かかるかわかりませんが、財政調整を強めていきたいと思いますという形ですので、2番目のご質問については明確にお答えしにくいというのが正直なところで、大変申しわけございません。

林先生のご質問は、1番目は簡単なのですが、税率はもう地方が決定しておりますので、税率についての制限は、かつて法人課税と住民、個人が払う税金とを結びつけて、離れないようにはしていました。一応、今でもその制度、残ってはいるんですが、もう改革に伴って、ほぼ実質、意味がなくなりましたので、基本的に税率決定、自由です。

ただ、この法人課税については全国、実は一律にしてしまいました。ですから職業税改革後のものについては、税率は自由ではありませんというところになります。法人課税ですね。

【林委員】 これは国が決めると。

【青木教授】 法律に書いてあるということになります。

【神野会長】 多分、一回とっちゃったって変だけど、コンペンセーションにしちゃったからですよ。一律にしたの。それまでは、もともと税率が自由で、職業税かけていたんですよ。そのうち、国際競争力に影響を及ぼすからということで、支払い賃金部分について、国が全部とってしまって、その額についてはコンペンセーション、補償金として、その同額を、そのとったというか、とった年度の税額を補償すると、こうしたんですよ。そうしたら、僕がその後、すぐ調査しに行ったときには、各地方公共団体が不満を言っているのは、そんなこと言ったら、これから増税していきたいのに、税率を引き上げていく権利が奪われたというので、ぶつくさもめていたんですよ。

なので、多分そのときに決めてしまったから、もう後は各地方公共団体ごとにその中をとって、税率の決定権は一定税率にしたということですね。一定税率にしたんじゃないかと思います。

【青木教授】 もう一つは……。

【林委員】 地方で税率を決めるときは、当然、地方の議会で決めているんですよ。

【青木教授】 はい、もちろん。

もう一つの水平調整……。すみません、何でしたっけ。

【林委員】 原資はどのように捻出したのか。要するに国のお金がなくなった状況で水平調整を行うことになると、どこからか、減った分を当然とってこなきゃいけませんよね。地方は自分たちで増税したのですか。

【青木教授】 この部分については、フランス国会、何も触れておりません。

【林委員】 でも実際、お金は支払われているわけですよね。それはどこから来たお金なんですか。

【青木教授】 ですから調整を使っているものについては、国からも増えていませんし、地方のほうで増税しているわけでもありませんし、要は改革に伴ってがらがらっとなって、よくわからないところで、よくわからないその税収の部分の特に増えそうなところとか何かを部分的にとっている。

【林委員】 自然増、でも自然増はない世界ですよ。不況でというのがあって、どこから出しているのか。

【神野会長】 これ、僕も素人でよくわかりませんが、今、実地は調べていませんが、さっきも言いましたように、全部、徴税一元化されていて、税金に色はついていないんですよ。それで、その……。

【林委員】 それはいいのですが、総額自体は減っているわけですから。

【神野会長】 まあ、そうなんですけど、あれ全部、補償するんですよ、地方自治体の。地方自治体のは、地方自治体の税金を国が徴税できなかったという場合には、全部補償するんですよ。いつときは36%ぐらい、地方税の36%ぐらいは国が埋めているんですね。

だからどこで実際の税収というか、その地方税収は減少していても、本来、コンペンセーションしていくことになっているわけだよね。

【青木教授】 自動的に、その部分は、ですから自分たちで決められないんですが、コンペンセートされる税源については、経済成長率もしくは物価上昇率で伸ばすということになっています。今回、改革のあった付加価値ベースについては、もうこれは当然、付加価値ですから、経済成長ベースで成長することが前提で、経済成長がとまれば増収にはなりませんけれど、ということになります。

今、神野先生お話しいただいたとおりに、コンペンセートのところは完璧にやるんです

が、その後、今、林先生からご質問いただいた今回のこの水平調整の財源、どこからなんだという、あくまでこれは地方が多分、損か得かという言い方をすれば、地方のほうで出しているという形になります。追加で、この調整をやるから特別に何かしようということは一切していません。

【神野会長】 それは何か特別な税金を例えば任意税でつくとかということではないでしょう。

【青木教授】 ごまかしているんでしょうね。

【吉田委員】 コミューンが3万6,570あるということですけども、公金とか国で財源はある程度、補償されるということで、地方のこのコミューンの単独事業と申しますか、独自性という、それは青木先生の感覚的な感じでいいんですけども、日本と比べて、地方単独事業が活発にされているのか、全くそうではないのか、その辺はいかがでしょうか。

【青木教授】 単独事業の中身で、サービス部分なのか、それとも建設事業中心なのかですが、建設事業については、これは小さいのでできるかと思われるかもしれませんが、相当活発にやっております。フランスの政府総固定資本形成の7割は地方がやっておりますので。しかもそのうちの6割ぐらいはコミューン部門がやっております。

ですから、それなりにそれに対する、単独事業プラス補助事業もありますので、補助事業は結構大きいです。

【神野会長】 よろしいですか。さっきのは多分、共同体をつくりますので、公共事業はコミューン共同体含めてでしょう、さっきのコミューンというのは。共同体で大体、大きな事業をやっていると思います。

あといかがでございましょうか。よろしいですかね。

そうしたら、すみません、予定の時間をオーバーしておりますので、青木先生のフランスにかかわる発表はここら辺で打ちどめさせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

【青木教授】 どうも失礼いたしました。

【神野会長】 すみません、それじゃ、引き続いて半谷先生、お願いいたします。

すみません、どうもお忙しいところをありがとうございます。時間が押しておりますので、先ほどのようなルールでお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

【半谷教授】 和光大学の半谷です。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、ドイツの財政調整についてご説明させていただきます。内容としては、現行

制度の説明を最初にさせていただきまして、2番目に歴史的な経緯を、3番目に、日本と比べて特徴的と思われる点についてご説明させていただきます。

まず1-1なのですが、ドイツ、これ左側が、どこが税収を得るかということに着目して、税金を分類したものです。共同税、連邦税、州税、市町村税になります。関税は連邦が税収を得ます。このうち、共同税は連邦と州、もしくは連邦と州と市町村が税収を得るというもので、一般政府の税収の全体の70%が共同税ということになります。

右側の表は、その共同税配分後の税収比率になります。全体の連邦が43%、州が39%、市町村が13.4%の税収と。連邦と州が大体同じ税収を得るといような形になっています。

1-2は主な税目なのですが、見ていただきたいのは、共同税の中でも売上税と所得税が飛び抜けて税収が高いと。あとはほぼ雑税と言っていいようなレベルであるということ、主に売上税と所得税が税収の基幹税になっているということです。

次に1-3ですけれども、これは課税権限配分で、ドイツの場合は明確に立法権、司法権、税収権と課税に関する権限をこの3つに分けて、どこが持つかということを示しています。共同税については、立法権が連邦にあり、徴収をするのは州であると。税収は連邦と州と市町村で分け合っていると。連邦税、州税については、立法権が連邦にあって、執行、徴収は州が行う。つまり連邦は税務署に相当するような徴税機関を持たないので、州が徴税をして連邦に納めるという形になります。市町村税については、基本的な立法権は連邦にあるんですが、税率の決定権だけが市町村にフリーハンドで与えられています。

次、1-4ですが、その問題の共同税の配分なんですけれども、現在のところ、所得税については市町村に一定割合を渡した後、連邦と州が折半をするという形で固定されています。法人税は完全に連邦と州で折半。売上税は、売上税の連邦と州の間の配分、何%、連邦がとるかということは、必要に応じて変更していくという形になります。

営業税は、これは市町村税なのですが、市町村は、営業税、日本の事業税に相当するものですが、その税収の一定割合を拠出すると。連邦と州に半分ずつ渡す。そのかわり、所得税の一定割合を共同税から受け取るという形になっています。

1-5ですが、これは連邦財政調整制度といいます。連邦と、市町村の財政調整は州が州法に基づいて行うということになっておりまして、連邦法で規定されているのは、連邦政府と州政府の財政調整です。これ、連邦財政調整法という法律がございまして、添付資

料として概要を別途つけておりますので、詳しくはそちらを見ていただくことになるんですが、大きく分けて4段階です。

第1段階で、売上税収の垂直配分調整と言っていますが、つまり連邦と州の間の、連邦が何%とるかということを決めると。それで、すみません、その表で、垂直的財政調整機能と水平的財政調整機能と書いていますが、これは純粋に垂直的財政調整金額が連邦政府と州政府総体、16州全部総体との間で財政力の調整を行う機能がそこにあるかどうかということを示しています。

水平的財政調整機能というのは、州間、16州の州の財政力格差を埋めているかどうかということを示しています。第1段階の売上税収の垂直配分調整というのは、要は連邦が売上税収全体の中の何%をとるかということを決めるだけですので、完全な垂直的財政調整機能。

第2段階が、州が受け取る分の、連邦がとり分が決まると、残りが州の分ということになるんですが、それを州間でどういうふうに配分するのかということを決めるのが第2段階です。

第3段階は、その後、州の間で財政の強い州が拠出をして、財政の弱い州がそれを受領するというような形で財政調整を行うと。日本でいういわゆる水平的財政調整と言われているものです。

最後の第4段階が、それでも財政力の不足している州に連邦が交付金を交付するということで、連邦の財政力が弱まって、州総体が増えるので、これは垂直的財政調整機能もあるわけですが、一方で、その目的としては、財政力の弱い州を保障するというものですから、水平的財政調整機能もあると。その両方を持っているというのが第4段階です。

その第1段階、第2段階、第3段階、第4段階をごく簡単にご説明させていただきますが、1-6のところですが、これは売上税収の配分です。この4段階の財政調整は、連邦財政調整法という法律で決まるんですが、これは原則、毎年変えます。もちろん必要がなければ変えないんですが、毎年、何%で分けるかということを決定するために、この調整法は毎年、改正をするという形になっています。

その中で、まず最初に連邦と州の間で配分比率を調整することなんですけど、これは非常に煩雑なことになってしまっていて、添付資料のほうの1というところに、実際にどういう割合で分けているのかということが書いてございますが、これ見ても、ただ単に面倒くさいだけで、要は話し合いで決まっていくということです。

それを第2段階として、連邦がとり分をとった後の残りを州の間で分けるんですが、そのうちの25%は、1人当たりの租税収入の少ない州に優先的に配布します。これは売上税収入以外の1人当たりの税収の全州平均との見合いで配分比率を決めると。それから残り75%、売上税収入の州のとり分の中の75%は人口比例配分をします。

次が第3段階、1-7のところですが、これは課税力測定値というのと調整額測定値というのを出しまして、その差額で調整をするということなんですが、財政力測定値というのは州税収と、それから市町村税収の64%。州の財政力を見るときに、市町村の財源補償をするのは州なので、つまり市町村の財政分を州の財政力を計算する際に見ていくということで、本来でしたら市町村税収の100%を入れるべきですけども、歴史的な経緯で64%になっています。州税収と市町村税収の64%を足したものが、その州の課税力になると。

調整額測定値というのは、その課税力測定値を全州、足したものを、人口で、補整人口なんですが、補整人口で配分し直したものだ。つまり平均的に税収が上がってれば、この州はこれぐらいの収入があるはずだということを総額から割り出すというものです。課税力測定値が調整額測定値を上回る州が拠出をして、下回る州がそれを受領するという形になります。

その補整人口というのは、基本的には人口過密都市とか大規模都市とか過疎地域について、人口を割り増すことによって、その州が得るべきであると考えられる税収を少し上増ししてやるのが補整人口になります。

次が1-8で、最終段階、第4段階になりますが、これは連邦補充交付金といいまして、連邦から州への交付金ですが、1つの一般補充交付金と何本かの特別補充交付金から成ります。一般補充交付金のほうは、先ほどの調整額測定値と課税力測定値の差額を見ていくわけですが、課税力測定値が財政力測定値の3段階を経てもまだ99.5%に満たない州に、その差額の77.5%を連邦が給付すると。あと特別補充交付金のほうは、個別法で5年とか10年とかという時限立法をして、その間、定額で、どの州に幾ら渡すということを財政調整法の中に定額で明記して、交付をするという形になっております。

以上が4段階の財政調整なんですが、1-9にその規模を書いてございます。売上税収入の25%を交付するわけですが、これは89億ユーロになります。その全体の25%が89億ユーロという規模になると。これを租税収入の少ないところに渡すと。州間財政調整は、これはプラスマイナスになりますので、拠出した州の総額が69億ユーロで、それを

受け取るのも69億ユーロということになります。

一般連邦補充交付金のほうが26億ユーロで、特別補充交付金のほうが、これは102億ユーロですね。結局、一番、規模が大きいのが、旧東ドイツの州に対する特別補充交付金で、87億ユーロ。これが売上税収が一番多いんですね。失礼しました。売上税収が89億ユーロで一番、規模としては大きいんですが、その次に大きいのは、実は連邦補充交付金の東ドイツに対するものだということで、州間財政調整はかなり限定的な役割にとどまっているというのが、その規模からは見て取れるかと思います。

1-10なんですけれども、これは州間財政調整における拠出額と受領額を示しています。マイナスで示してあるのが拠出額、プラスが受領額です。これは歴史的な経緯で、拠出国と受領国、変わってくるんですけども、現在は、上の3州がほとんどを拠出している。バイエルン、バーデン・ビュルテンベルク、ヘッセンでほとんどを拠出していて、残りの州がそれを受け取るという形になっています。

上から5番目のノルトライン・ヴェストファーレンは、拠出する都市もあれば受け取る都市もあるというような形になります。

この表の一番左に西と東と書いてありますが、これは旧西ドイツか旧東ドイツかという区分けでして、旧東ドイツが受け取る割合が高くなっています。

1-11ですが、これは補充交付金の交付額です。現在、一般補充交付金のほかに3本の時限立法の特別補充交付金があつて、これは法律に明記された定額を配っているということになっているんですが、先ほど総額で見ていただいたとおり、旧東ドイツに連邦がお金を拠出するというのがこの制度の一番重要な役割になっているというのが現状です。

市町村の話、1-12ですが、市町村の財政については、財政調整は州ごとに決めます。州憲法に基づき、州の地方財政法に基づいて行われるわけですけども、大体の仕組みは同じです。微妙な差はありますけれども、どの州も大体同じ仕組みで、先ほどと同様に、州の財政力を見るのと同様に、課税力測定値と調整額測定値を出して、その課税力が調整額に満たないところが受け取ると。上回るところは大体、上回る分の一定割合を納付するとしている州が多いです。していない州もあります。

共同税に関しては、これはいわゆる税源交換ということになると思うんですが、1970年に、それまではなかったわけですが、営業税の一部を連邦と州に納付して、その間に共同税から所得税の一部を受領する。これは景気に対するいわゆる安定性が低い、営業税は安定性が低いので、より安定性の高い所得税と一部税源交換をするということが行われ

ているということです。

次に、2番目で、財政調整制度のこの4段階ができるようになった過程をご説明いたします。まずは話がさかのぼるのは戦後になるわけですがけれども、1949年、憲法をつくる当初は、連邦政府は解体されていて、戦勝4カ国によって分割統治されていたんですが、その際に核となるのは州政府です。連邦軍の各州政府がいて、実際の行政を行っている。その州政府が集まって、憲法をつくり、連邦政府をつくっていくわけですが、その際、州政府は全体としては、州総体としては中央集権国家を志向していたんですが、占領軍のほうは、ドイツの弱体化を図るという意味で、中央集権的な財政制度をつくることに対して拒否権を発動したと。

ただ州政府の中でも温度差があって、財政力の強い州は、やや占領軍寄り、つまり連邦にあまり財政力を持たさずに、州の財政力を強いまま維持するという方向が財政力の強い州の立場です。

結局、落ちついたところが、連邦には間接税、売上税と言われている、いわゆる付加価値税ですね。当時は一般売上税で、多段階の売上税ですが、現在は付加価値税になっている消費税、売上税を連邦に渡して、州には法人税と所得税を渡すという形になったと。そのかわり、連邦はこれだと極端に財政力が弱くなりますので、連邦は所得税と法人税の、州税である連邦税と法人税に、各州に一部請求ができると。足りないのを拋出しなさいという法律をつくれるということになります。

これは、ただ結局、一時的な措置で、話がまとまらなかったもので、最終的には1953年までにちゃんとした財政に関する規定をつくるということで、暫定的にこういう形をとったと。

2-2が、それによってできた財政制度をまとめたものですが、当時は税源配分として、連邦税として売上税、州税として所得税、法人税、この当時はまだ共同税という概念がない状態です。それで、単年度法で、要は毎年、法律をつくって、その年、連邦に所得税と法人税の何%を納付するかということを毎年、決めるというシステム。州間の財政調整のほうも、これも憲法に基づいた制度ができなかったもので、これも単年度法で、今年は何の州が幾ら拋出して、どの州が幾ら受け取るということ、もちろんルール化されていて、毎年、継承されるんですが、形式的には毎年、単年度法でそれを認めてもらわないと執行できないという状況です。ですので、州間の財政調整についても、連邦の財政力についても、非常に不安定な状態が続いているというのがこの時期になります。

2-3ですけれども、それを踏まえまして、1955年に憲法改正、時限立法の期限が来るので、時限立法というか、期限が来て、その期限までに間に合わせるということで、1955年に憲法改正が行われるんですが、このときに初めて、紆余曲折があって、妥協点というところだけ見ていただきたいんですが、連邦の所得税及び法人税の一部請求権を恒久化すると、現状を追認するというような形で、共同税が生まれる。それから州間財政調整制度の恒久化。これは単年度法でやっていたものを恒常的なものに変えるということで、両方とも現状を追認したけれども、ただ単年度法でやらなくてよくなったので、連邦の財政力がやや安定するということになります。

2-4は、それをまとめたものですが、税源配分としては共同税というのがここで登場して、所得税、法人税から成ると。その連邦のとり分は法律で変えられるんですけれども、必要がなければ変える必要はなくて、変えない限りは、その最初に決めた割合でずっともらえるということで、基本的にはこの当時は連邦が35%、州が65%という比率になります。売上税は連邦税のまま。

財政調整制度については、制度的な州間財政調整制度ができて、さらに加えて、連邦補充交付金、この当時は特別補充交付金だけでやっていたんですが、要は連邦が財政力を強化するかわりに、つまり所得税と法人税を共同税として連邦が恒久的に受け取れるようにするかわりに、連邦補充交付金で財政調整にも役割を果たすようになるというのが1955年改正です。

その後、1969年に憲法改正があって、これで現在の形になるんですけれども、大きい変革期としては最後のものになります。ドイツは1940年から1973年ぐらいまで、経済の奇跡、高度経済成長を遂げるわけですが、そのときに、1966年と67年がくぼみがあるんですね。不況になって、大慌てしまして、景気対策を行うんですが、その脈絡の中で財政制度改革が進んでいく。それで、結局これで所得税と法人税は折半という折半ルールができるわけですけど、これはその当時の連邦と州との財政力の関係を維持するというか、両方とも、所得税と法人税の変動によって、連邦と州の力関係が変わらないようにするという目的ですね。

それで、さらに連邦税である売上税を共同税に変えるんですけれども、売上税は、租税論上のというのは、所得税や法人税に比べると、居住地であるとか事業所の所在地に固有の、つまり地域性が低いという意味で売上税がその財政力調整に使われるようになったと。

2-6が、それ以降の税源配分と財政調整をまとめたものですが、これは要は先ほどの

4段階の財政調整制度ができたということになります。

すみません、2-7が近年の動向なんです、少し端折りまして、最後の一番下の財政調整制度の見直しというところなんです、現行制度は、2020年までのこの規定になっているので、2020年以降、どうするかということが今、議論されているところで、基本的には財政調整の機能を弱めていくという方向に進みつつあるというところなんです。

最後に、財政調整制度の特徴というところですけども、幾つかちょっと特筆すべき点があって、3-1が州の地位ということですが、ドイツでは州政府と連邦政府が対等だということになっています。対等な位置関係の中で、垂直的財政調整も行くと。必要に応じて、州が税源移譲を行うと。連邦と州の間で税源を移譲を行うという、州政府が連邦政府と対等であるということが非常に特徴的なところで、いわゆる執行連邦制と言われていますが、立法権の多くは連邦にあって、実際の行政を行うのは州政府になっています。徴税についても州が行うので、州が徴税した税金を連邦に納めるというふうになっているところがまた垂直的財政調整が受け入れやすくなっている背景にあるということなんです。

それから3-2が連邦参議院と書いていますが、連邦参議院は、いわゆる同意機関と言われていますが、ドイツの連邦の立法府は直接選挙で選ばれた連邦議会ですが、各州政府の利害に関係することについては、各州の代表で構成されている連邦参議院の同意を必要とするという規定があって、執行連邦制ですので、州政府に関連するというと、ほぼすべての行政が州に関連するので、大抵のことが連邦参議院の同意を必要とされるというふうになっています。この財政調整制度についても当然、連邦参議院を通じて州が発言力を持っているということなんです。

連邦参議院の仕組みのところが一番下に書いていますが、あと意思決定としては、州議会議員と連邦議会議員は、各政党というのは州にも連邦にも送っていますので、結局、州同士の利害関係というのもあるけれども、政党同士の利害関係というのも反映しているので、単純に連邦と州の間で意見調整がされるというよりは、政党同士の意見調整で意思決定がなされていくというところが1つ気をつけておかなければならない点だと。

3-3で、連邦憲法裁判所ですけども、実はこの財政調整制度については、何度も憲法裁判所に訴えられています。要は財政協力州は協力州で、調整し過ぎだと、これは平等ではないというような提訴をします。財政力の弱いほうは弱いほうで、これは憲法にある財政調整を連邦がちゃんと果たしていないというような提訴をします。だから抛出国も受

領国も両方、提訴していくんですが、1991年に初めてこれが今、違憲な状態にあると、なので変更しなさいという見解が裁判所から示されて、それに基づいて、若干の変更が2005年に行われています。ややこれは財政力の調整の度合いを弱めるというような方向の改正でした。

現在、今年の2月に、抛出州、先ほど見ていただいたようにほとんど3州で抛出していますので、この抛出州がまた訴えていると。自分たちはたくさん抛出していて、例えば幼稚園とか有料化して、財政努力をしているのに、受け取っている州は幼稚園なんか無料だし、保育園とかも無料にしているのに、受け取っていると。これはおかしいというような内容の提訴になっていて、今、係争中です。

最後ですが、3-4ですけれども、すみません、ちょっとその概念を説明しているあれがないんですが、基本的にドイツはもともと州の権限が強い状態からスタートしていて、法律も、大きな基本的な法律は連邦で決めるんですけども、どういうふうに執行するかという執行の仕方については各州で決めているので、例えば義務教育の年数が州によってばらばらであるとかといったように、かなり州によって行政の内容が違う。それは、強い経済圏をつくっていくという中で、統一していきたいというのが実はドイツの全体の脈絡でして、どちらかという、戦後のドイツというのは州に権限集中しているところから始まって、徐々にいろんな改正を経て、現在、なるべく上に権限を持って行って、強い経済圏をつくっていく。それはヨーロッパ各国がEUをつくっていくのと同じようなベクトルで、各州政府から連邦政府に権限移譲、を、あるいは財政力を移して行っているというのが大きな流れです。

さらに、それに拍車をかけているのがドイツの再統一なんですが、ドイツ再統一以降は、それまで行っていた西ドイツの間でやっていた財政調整は、むしろ今度、旧西ドイツ諸国から東ドイツへの財政調整というように、かなり様相が変わってしまっているというところですよ。

時間、若干超過いたしました。

【神野会長】 どうもありがとうございました。

それでは、どうぞ、時間も押しておりますので、ご質問あれば、小山委員、どうぞ。

【小山委員】 すみませんが、1949年の憲法制定過程というのがありますが、その時点でも既に州間だとか連邦との間の財政調整、水平調整とか垂直調整も含めてなんですが、そういう考え方というのはそもそもあったということになりますか。最初から。

財政調整が必要なんだという判断があったように読めますが。

【半谷教授】 当時は、占領軍の配下では、連邦政府、解体されているので、州政府が主体になって行政を行っているわけですが、なので関税もすべて州の税収になる。いわゆるあらゆる税収が州の税収になるんですが、占領軍下にあつて、軍の基地があるところと、港があるところが関税がたくさん入ってきたりするので、極端に財政力の強い市町村とか州とかが幾つか存在していて、州政府同士の話し合いで財政調整を自発的に行う。基金をつくって、財政力が強いところが基金に納入をして、弱いところが受け取るということは実際にやっていたということです。自然発生的に水平的財政調整が生まれたということですね。

【小山委員】 そもそもそういう考え方があったということ。

【半谷教授】 そうですね。

【神野会長】 小山委員のは多分もうちょっと前の、つまり戦前を含めてということだと思います。母国ですから。母国というか。

【半谷教授】 戦前ですね。ドイツ帝国があつて、ワイマールになるわけですが、ドイツ帝国のときには、各、ばらばらだった領邦国家が何とか緩やかな連携でつながっているという形ですので、州がやっぱりお金を出して、連邦を賄っているという状態ですので、それで当時はプロイセンが盟主でいましたので、プロイセンが中心になって、弱いところを助けていくというのがドイツ帝国時代です。それで念願かなって、やっとなワイマール共和国のときに中央集権的な国になるわけですけれども、そのときは今度は連邦に逆に税源のほとんどを渡してしまつて、連邦が調整をするという形です。

ですのでこの当時は、だからドイツとしては多分、ワイマールの国家を維持していきたくつたんだけど、占領軍によって、むしろドイツ帝国のほうに戻されたというような状況で、その脈絡の中で、州間の財政調整もまた復活しているということだと思います。

【小山委員】 あと一点、すみません、連邦財政調整法と個々の税法との関係というのはどういうふうになっているんでしょうか。要するに上位概念、もちろんとかということもあるし、それから税法の中に連邦財政調整法というのは入り込むというか、そういうようなことになっているのか、それは一切関係なく、それぞれの法律になっているのか、体系的にいうと、どんなふうな感じなんでしょう。

【神野会長】 これもお願いいたします。

【半谷教授】 個々の税法と財政調整法は基本的に全く関係なく制定されています。税

金についてはほぼすべてを連邦法で規定していて、それを所与の状態として、その財政調整を行うということですね。

だから、どちらかという税法が先あって、その現状を受けて財政調整を行うという形になるかと思います。

【小山委員】 ありがとうございます。

【神野会長】 これ、独自課税もあるんですよね。犬税とか。

【半谷教授】 そうですね。ちょっと下に書いておきましたけど、地域的消費支出税という名前と呼ばれていますが、州には立法権は、この間の改正でほんのちょっとだけあるんですけども、基本的には州には全くないんですが、市町村税に関しては、州が市町村税をつくっていいというふうになっていて、多くの州ではそれを市町村にその権限を移譲しているので、市町村が独自に、既存の税金と重ならない範囲でつくってよしということになっていて、犬税とか。

【神野会長】 犬税とか非居住者税とかね。

【半谷教授】 そうですね。

【神野会長】 すみません。どうぞ。じゃあ、次に林先生に行きますので、まず最初に辻先生。

【辻委員】 どうもありがとうございました。私は、そもそもの大きいところ、前提になるところを3つばかりお伺いしたいんですが、今日は短い時間で、これまでの流れと、それから今の制度の骨格、ご説明いただきまして、その分よくわかりました。

そこで確認したいんですが、ドイツの制度、いろいろ財政調整、日本とも比較しながら議論されることが多いんですが、制度としては、いわゆる国全体で地方財政計画ですとか、それからいわゆる地財対策、こういうのを制度的に持っているのかどうなのかということと、それからその場合に、仮に財源保障ということを考えると、州間の財源保障は事実上、検討しているのか、それとも市町村間の財源保障まで念頭に置いて、その財政調整制度が全体で組み立てられているのかどうなのかと、そのそもそも論を教えてくださいというのが1点です。

それから2点目として、税収項目から見ると、市町村の分が非常に少ないんですが、これは州から市町村への再調整が結構なボリューム占めていると考えていいのか、その各州と市町村との財政調整制度というのは、州ごとに考えられているんでしょうけど、大体、標準的に同じような制度を持っているのか、州によってかなり対照的な制度を持っている

のかと、そこのところをお聞かせいただきたいというのが2番目です。

それから3番目は、この研究会の中でも、要するに法人税の実効税率が高いか低いとか、そこらあたりが、最終的に問題になりまして、それから日本でいうと固定資産税の償却分の部分、ここが高いか低いとか、とるべきかどうかと、こういう議論があります。これらを念頭に、なかなか数字で表現するのは難しいかもしれませんが、先生の実感でいうと、この法人に対する課税、償却資産に対する課税なんかも含めて、ドイツ企業内の負っている負担と、それから日本における企業の負担、これが大体どのぐらいの水準にあるというふうに考えるのが相当なのか、わかる範囲でいいので、教えていただけたらと思います。

以上です。

【神野会長】 すみません、じゃあ、3点お願いします。

【半谷教授】 最初の地財対策のようなものとか財源保障みたいなものがあるかということですけど、基本的には州政府と連邦政府は対等だという観念に立っているもので、もちろん、ただ現実的には連邦補充交付金という形で、かなりのボリュームでその財源を保障しているわけですが、基本的には州と連邦の話し合いの中で決定していくということなので、どちらかという、連邦が保障してやるという態度ではないということですね。

【辻委員】 ないと。

【半谷教授】 財源保障ということではないんですが、いわゆる水平的財政調整を行うときには、その州の課税力をはかるときには、州税と市町村税、両方を数えると。それから人口数で財政需要をはかっているわけですが、その人口を数えるときにも、州の人口と市町村の人口を足すので、要は人口が2倍になるということですが、足しているの、つまり課税力をはかるときも財政需要をはかるときも、市町村の分を含めてやっていると。

【辻委員】 需要額は考慮していない。需要のほうは直接は見ないと。

【半谷教授】 需要額を積み上げていって計算するというようなことはしません。人口だけで。要は全州で税収がどれくらいあるかと。それを補正人口で割り直したら幾らずつになるかというところで、割り直したら幾らずつになるかというところが一応、財政需要だというふうになっています。

それから市町村に対する財政調整のボリュームですが、日本の交付税と同じ5税の一定割合が交付の税源として確定しているのと同じようなイメージで、これは州ごとによって

違うんですが、共同税から受けている税収の何%を市町村への交付金に充てるというような総額があらかじめ各州、固定されています。毎年。その総額にプラスして、財政力の強い市町村から、要はお金が少し余っているような市町村から納付金を受けて、その総額を財政力の弱いところで割るということをしています。それは、ですから金額としてはかなり大きいものですね。

ドイツの場合、市町村の数が1万5千ある。それで小さいところは100人の農村とかありますので、そういうところはほとんど税収がないというような状態です。事業税なんか1社からしか入ってこないとか、そんなようなところがありますので、そういうところはかなり頼っているということで、ボリューム的には結構大きいと思います。

それから、法人なんですけど、1-2で法人税の税収を見ていただくと1.4%しかないんですね。あともう一つは営業税、法人税と営業税で徴収しています。法人税、実はもうちょっとボリュームあったんですけども、ただ税収が少ないのは、法人成りが少ないという事情もあってですね……。

【神野会長】 大企業でも所得税ですのでね。

【半谷教授】 合弁会社とか合資会社とかだと、要は社員、社員というのは構成員の個人所得としてカウントするので、ちょっとそれ、あまり正確な数字が、企業がどれくらいの負担をしているかというのは、実はすごく比較は難しいんですけども、ただ法人課税については、どちらかというところヨーロッパの中では非常にドイツは高かったので、1997年ぐらいからどんどん企業減税を繰り返してきて、2009年に思い切っとうんと下げています。

その間、ただ一方で、営業税は何%とってもいいので、市町村が勝手に決められるので、やや難しいんですが、現在でいうと、そんなに、どちらかというところ、実態的には法人擬制説的な、法学的には別として、実態的には擬制説的な立場に立った課税をしているので、どちらかというところ出資者に対する所得税が中心で、法人課税はだんだん今、すごく弱まっているという状態です。

【神野会長】 林先生、どうぞ。

【林委員】 共同税のことについてちょっとご意見を伺いたいですけれども、我々は、ドイツの共同税を特殊な存在として議論しがちなんですが、スライド5を見ると、結局、所得税のところ、法人税のところ、営業税と売上税、要するに消費税のところの3つの主要な税が共同税になっていて、連邦の法律で州と連邦のとり分が決まっているということ

ですよね。これは、所得税の場合、日本の所得税と住民税のように、国と地方の取り分が国の法律で決められていて、地方が単に法定税率に従って課税しているという状況と変わりませんよね。法人税の場合も、日本では国の法人税と地方の法人2税があって、実際は地方によってバリエーションはありますが、法人2税を地方が標準税率で課税している状態と実質的に変わらない。消費税の場合も今だと5%を4対1の比率で国の取り分と地方の取り分が決まっている。さらにドイツの場合は州税の比率が高いんですが、財政調整に関しても、日本で交付税の原資を国税でとって地方間で回している仕組みとあまり変わらない。したがって、少なくとも日本の地方が独自に税率を設定しないという前提に立てば、このドイツの共同税は実質的には日本の地方税と国税との構造とあまり変わらないような気がします。このような考えにどこか根本的な間違いがあればご指摘していただきたいと思います。

【神野会長】 いかがですか。

【半谷教授】 基本的には市町村については営業税と不動産税なわけですけども、基幹税が営業税と不動産税で、これは税率が変えられるという点では、それでものすごい、5倍ぐらい違う。税率が小さいところと大きいところで5倍とか、税率がもっと違ったりするわけですけども、そういう意味で、市町村が税率の決定権をフルに活用しているという点では、ちょっとイメージ的にやや違うと。

【林委員】 すみません、ただそれは固定資産税の部分なので、主要な所得税、法人税、消費税という税目だけ考えたときです。

【半谷教授】 共同税の部分でいうと、全く法定税率でやって分けていますので、おっしゃるイメージでよろしいかと思います。

【神野会長】 熊野委員、どうぞ。

【熊野委員】 すみません、1点だけ。共同税に関しまして、共同税が7割を占めると、おそらく自主財源という概念はほとんど持ち合わせていないんじゃないかと思うんですね。その場合に、地域振興によって税収を増やそうとか、あるいは徴税努力によって自分たちの税収を増やそうとかいう、そういうインセンティブでありモラルであり、そういう点というのが問題が生じるということはないのでしょうか。

【神野会長】 どうぞ。

【半谷教授】 税法自体は連邦で決めるわけですけども、税金を徴収するのも、それを使うのも、基本的には州ということなので、徴収した税金の一部を連邦に納めていると

というようなニュアンスになろうかと思えます。ですので、どちらかという州のほうが主体性を持って徴税もしているというイメージなので、どちらかという、あまりそういうモラルハザード的なものはないかなと思えます。

【神野会長】 よろしいですか。ちょっとすみません、時間、押しておりますので、まだ足りないところがあるかと思えますけれども、この辺でちょっとドイツの発表を打ち切らせていただきたいと思います。

それでは、どうもありがとうございました。

では、お待たせいたしました。伊集先生、お願いいたします。

すみません、お忙しいところをどうもありがとうございました。時間が許すのであれば、25分程度でご発表いただければと思います。よろしく申し上げます。

【伊集准教授】 ただいまご紹介いただきました横浜国立大学の伊集でございます。本日は検討会にお招きいただきまして、どうもありがとうございます。時間も限られておりますので、簡潔にご報告できればと思います。

では、お手元の資料をごらんいただきたいと思います。本日はスウェーデンの財政調整制度に関してご報告させていただきますが、全体としまして、スウェーデンの政府財政関係の全体像でありますとか歴史的な変化なども踏まえた上で、現在の財政調整制度の制度内容などもご紹介させていただきたいと思います。

まずスライドの1枚目ですけれども、基本的な枠組みとしまして、スウェーデンの地方政府は、単一制国家のもとで、地方政府は2層制となっております。具体的な基礎自治体としてのコミューンが290団体、広域自治体としてのランスティングが20団体というふうになっております。

コミューンに関しましては、首都であるストックホルムの人口規模が大きく、86万人という程度の規模なんですけど、また5,000人未満の団体が14団体、10万人を超える団体が13団体ということで、どちらもそんなに多くないということになって、比較的、その人口規模のばらつきが少ない特徴を持っているかというふうに思えます。

これがコミューンとランスティングという2層制の地方政府になるわけなんですけれども、一方で、その次の国の地方行政機関としまして、レーンと呼ばれるものがございます。これは全部で21地域、基本的に広域自治体のランスティングと重なる形になっています。隣に地図を載せていますが、右下にIというアルファベットが振ってある島があるんですけど、これはゴットランドと呼ばれてまして、1つの島でコミューンでありまして、それが

ランスティングに属さない独立したコミューンでランスティングの機能も含めているという事で、これを含めると、レーンが21ということになっています。そういった関係もあって、制度的な話をするとき、レーンという言葉を使うんですけども、基本的には広域自治体のレベルで見ているというふうにご理解いただければと思います。

続きまして、政府間事務配分ですけれども、ごらんいただくような形で政府間に事務が配分されております。ランスティング、コミューン、特にコミューンのほうは住民の生活にかかわるような形でさまざまな事務というものが配分されているわけなのですが、次の歳出構造のところで見いただくと、その特徴がわかりやすいかと思います。これは2009年時点でのコミューンとランスティングそれぞれの歳出の構成を示しております。

さまざまな活動分野があるわけなんですけど、その特徴を簡潔に要約しますと、コミューンにおきましては、基礎教育、中等教育、あるいは成人教育を含めた教育、高齢者・障害者福祉、あるいは育児などの個人ケア・家族ケアというこの社会福祉と教育で全支出の8割以上を占めるという形になっています。

一方で、ランスティングというのは、もともと1862年にランスティングが設立された時点で、既に医療を担う団体として設立されておりますので、支出を見ていただいても、歳出の9割以上が医療に支出されているという、こういうことで、よく言われることですが、スウェーデンの場合はこういった形で分離型の事務配分をとっており、コミューンとランスティングというのが上下関係にあるわけではない。さらにランスティングからコミューンに対して何か財政移転が行われるというような、そういう関係にもないということになっております。

次に、この地方政府の歳入構造になるわけですけれども、コミューン、ランスティングそれぞれにおきまして、税収というのが非常に高い割合を占めております。このスウェーデンの地方政府の税収というのは、地方所得税に一本化されております。これは付加税の方式で課税されているわけなんですけれども、その地方所得税の課税については、課税ベースの決定、あるいは徴税も含めて、国が行っております。

一方で、地方政府は税率決定権を持っています。それぞれの地方政府が毎年、税率を決定するという事になっております。その中で、コミューンでは6割を超える、さらにランスティングにおいては7割近い収入がこの地方所得税から入ってきているという特徴を持っております。

この歳出構造、歳入構造の特徴を踏まえていただいた上で、次にその歴史的な変化とい

うのを簡潔に見ていただきたいと思います。次の表は、一般政府の支出の規模を示しておりますが、これは一般政府と書いてありますが、社会保障基金は抜いております、特に中央政府と地方政府の最終消費支出、上の2つのラインに注目いただければと思いますが、中央政府のほうが50年代以降、比較的、横ばいに推移している動きがある中で、地方政府が50年代以降、特に60年代後半から急激に支出の規模を伸ばしているという特徴が見られます。これが80年代に入ると、それが横ばいに変わっていくということになっていくわけです。

これが、先ほど見ていただいたように、コミューンであれば社会福祉や教育、ランスティングであれば医療、それぞれの分野において支出を拡大してきている結果として、この政府支出の拡大というのが、地方政府の拡大によって見られるという特徴があります。もちろん、一方で年金をはじめとする社会保障基金のほうもあります。

この支出の規模の拡大に関連して、地方の収入ですけれども、先ほど申し上げましたように、基本的にこの地方所得税率に一本化されているという形になるわけなんですけれども、50年代以降の地方政府支出の拡大に伴って、コミューンとランスティングは税率決定権を持つわけですが、それぞれが毎年、税率を高めていくという形で、この財政需要の増加に対応していていることとなります。50年代の初頭には、ランスティングでありましたら3%程度、コミューンであれば8%、9%程度というところで、全体として10%程度だったものが、この60年代以降の拡大を経て、80年代の初頭には合わせて30%の地方所得税率に上昇しているということになります。それが80年代以降、比較的安定してくるということになります。

さらにこの図を見ていただきますと、ちょっと特徴的な動きを示しているのが、90年代に入りまして、三角で示しているコミューンの税率が急に上がって、ランスティングのほうに合わせるような形で下がっているという動きが見られますが、これは90年代に、具体的には92年に、医療を担当しているランスティングから高齢者医療のプライマリーケア部分に関して、それをコミューンに移して、コミューンのほうで介護と医療の高齢者のプライマリーケアというのを統合して行うという、いわゆるエーデル改革というのが行われたわけですが、それに伴って、ランスティングの税部分をコミューンに移したということですね。

同様の改革が障害者医療に関しても行われまして、これは95年あたりで、またさらにランスティングの税収がコミューンに移されるというような形で、こういう動きがなされ

ることになります。

このあたりは、事務が移譲された場合には、それに見合う形で財源も移譲しなければならない。特に90年代以降、ファイナンス・プリンシプル、財源調達原則と申しましようか、そういうものが非常に明確にされていく中で、こういう形で、事務の移譲に伴って財源もしっかりとするというような原則が確立されてきます。これは後ほど述べます財政調整制度の制度設計に関しても非常に重要な意味を持つてくるところであります。

こういった形で、地方所得税率、高い税収ですね。特に60年代、70年代、80年代までは、それにプラスして特定補助金というものが地方政府の収入の大きな割合を示したということになります。

この動きの中で、もう一つ大事になってきますのが、特に税率が上がってくるということになりますと、地方政府間の財政力の格差というのが1つの争点になってきます。そのため、政府のほうでは1958年にそれに対して調査諮問する委員会を設けまして、その勧告を踏まえて、66年になりまして、スウェーデンで初めて全国的なすべての地方政府を含んだ形の財政調整制度というのを導入するに至ります。

次のスライドですが、その財政調整制度のお話に移る前に、もう一点、重要なポイントとして言及しておきたいのが、地方政府、特にコミューンのレベルでの合併でございます。コミューンのほうでは戦前から見られた産業構造の変化に伴いまして、ストックホルムやヨーテボリ、マルメといった主要都市を中心に、都市部への人口流入という動きが見られます。また、全般的にコミューンにおける財政需要の拡大というものが地方政府の拡大の中で見られる中で、それに対応できるためのしっかりとした財政力を持った自治体、地方政府を確立しないといけないという形で、合併が進められております。

おおむね1952年に行われる第1次合併というものと、62年から74年にかけて行われる第2次合併というものに2つに分けられるんですけども、第1次合併におきましては、見ていただくような適正規模や最低規模というのを目標にしながら合併を行い、2,490団体あったものが1,037団体まで減少するということですね。第2次合併というのは、8,000人を適正規模として目標と掲げながら合併を行うと。基本的にこれは自主的合併として始まったのですが、なかなかそれが進まないということで、1969年の時点で、国会で1974年1月1日までに合併を完了しなければならないということを決定いたします。これに伴いまして、強制合併が実施されるという形で、最終的に1974年時点で278団体まで減少するということになります。

先ほどコミューンが現在290団体あると申し上げましたが、この278団体まで減った後、一部、合併に対する不満を持っているコミューンがそこから分離するというような動きも見られまして、現在では290団体という形になっております。

その地方政府の役割の拡大、財政需要の拡大というような中で、1つは合併を通して、財政力の拡大を通じて財政需要の拡大に対応していこうという動きがある一方で、先ほど申し上げましたように50年代後半から60年代になると、いわゆる財政力の格差の是正というものが大きな議論になっております。

それで1966年にすべての地方政府というものを含めた全国的な財政調整制度というものが導入されてきます。こちらでお示した表は、その後のスウェーデンの財政調整制度の概要を大まかに示しているものであります。詳細にご説明する時間ございませんので、おおむね特徴だけ申し上げますと、この66年の制度は、基本的に89年までは同じような性質を持ちながら、その内容が変化していく。具体的には、基本的にその地域を課税力区分で区分けしながら、それに対して財源を保障していくと。基本的に課税力保障に重点を置いた形で、財政調整を行っていくということになってきます。

80年代、86年の改革に、後でも触れるんですけども、この税平衡財政調整制度の中に、地方政府からの負担金というものも入ってきます。これはその財政調整の財源を地方政府からの拠出によっても負担するというところで、いわゆる水平的財政調整制度の要素が入ってくることとなりますが、これは交付税総額を確保するための非常にマージナルな形での制度の導入であったと言えます。

これが93年になりますと、新たな平衡交付金制度が出てくるんですけども、これはそれまでが課税力の調整を中心にしていたものを、明示的にその課税力の調整と財政需要の調整、両方を行っていくということになっております。

もう一点、後で申し上げますが、ここで重要なのが、それまでは税収プラス特定補助金が地方政府の歳入で重要なウエートを占めているんですが、この93年の改革を経て、特定補助金の一般財源化が行われるということになっております。その制度の中身だけじゃなくて、その役割というものも大きく変化するのがこの90年代の改革になってきます。

特に80年代以降の財政調整制度の変化を考える上で非常に重要なのが、スウェーデンにおける地方分権改革との関連でございます。1982年に社民党が保守中道連立政権から政権交代があつて復帰しましたが、そのときに、当然、オイルショックを受けて、経済成長が鈍化していく中で財政赤字が拡大していくという状況があると。さらに、先ほど見

ていただいたように、非常に地方所得税率が上がっていることで、今後、地方所得税率を引き上げていく、あるいは国が特定補助金を通じて財政移転をしていくという余地が限られているという状況があるということですね。

ただ一方で、高齢化、あるいは女性の労働市場への参加という状況を踏まえて、医療、介護、あるいは育児における財政需要の拡大に対応する必要があると。そういう状況を踏まえて、全般としまして、地方政府支出の年間増加率を2%程度に抑えるというようなことが目標とされています。

そういう限られた財源の中で、どうやって財政需要、ニーズに対応していくかという中で行われているのがスウェーデンの地方分権改革といえます。よく知られているように、80年代から90年代初頭にかけて、フリーコミューンの実験というのが行われております。これは要点をかいつまんで申し上げますと、フリーコミューンに指定されたコミューン、あるいはランスティング、パイロット自治体ですね、これがコミューン、あるいはランスティングの中での行政組織の運営の弾力化というものを実験的に行ったり、あるいは補助金の使途というものに関して裁量を高めるというような取り組みを行っていきます。

この取り組みの結果として、行政組織の運営の弾力化というようなものが全国化されるのが91年の地方自治法改正であり、あるいは補助金の使途裁量性を増大させていく、一般財源化していくというのが93年の財政調整制度改革というふうになってまいります。

次の図で、93年改正に関連しまして、そのコミューンの歳入構成の変化というのを見ていただきたいのですが、93年の時点で、これまで20%強のウエートを占めていた特定補助金というのが一気に10%を切る水準まで下がります。一方で、一般交付金というものが上がって、90年代を通じて、特定補助金と一般交付金の割合が逆転するようになっていくと、こういうウエートの変化が見られるようになります。

さらに、その財政調整の方法の変化としまして、こちらのほうは先ほど触れた点でもあるのですが、新たな制度では、課税力の調整にプラスして、財政需要の調整というものも明確にその制度の中で行うという形になっていきます。

その大幅な一般財源化、あるいは課税力調整、財政需要の調整というような形で役割が変わっていくスウェーデンの財政調整制度ですけれども、これが1996年、93年改革の3年後、また新たな制度に変更されます。ここでよくスウェーデンの財政調整制度において注目される水平的財政調整制度というのが見られるようになってまいります。86年にその要素が見られなかったわけではないんですけれども、それが課税力の調整、ある

いは財政需要の調整に非常に大きな役割を持つものとして入ってくるのがこの96年の改正であります。

これは、具体的に収入及び費用の平準化において、全国平均を基準に、これを保障レベルの100%としまして、それに対して、それを超える自治体の財源を足りないところに移すと。いわゆる水平的な調整を行うということになります。これに加えて、中央政府のほうから地方政府に対して住民1人当たりの定額の包括交付金というのが垂直的な調整として入れられているという、こういう2段階になっているということです。

この96年の改正に関しましては、この制度を導入する際、政府の法制局のほうから、これが地方政府の憲法で規定されている課税権の侵害に当たるおそれがあるというような形で批判がされました。その導入の際には、なので一旦、その納付金の財源を国庫を通してから交付するというような形で対応するということがとられたんですが、これが現在、明示的に憲法の中で水平調整が可能であることを明記するという、そういう憲法改正が2010年に行われました。これが憲法における水平的な財政調整の規定になっております。

この制度変化を踏まえて、現行の財政調整制度の概要というものをお話しさせていただきたいと思います。この本体となる財政調整制度と別に、その下に書いているような財政調整にかかわる枠組みというのがあるんですけども、ここでは本体の地方財政調整制度というものに焦点を合わせてお話しさせていただきたいと思います。

その要素は、こちらに5点、示させていただいているように、収入平準化、費用の平準化というものと、従来、地域政策的な要素を含んでいた部分を、それは独立として、構造交付金として新たに1つの枠組みを設けるということですね。4つ目に、激変緩和措置として、過渡的交付金というものが入れられました。これは2010年度で終了しております。

さらに調整交付金と納付金というものがありますが、これは2005年の制度におきまして、96年の制度では100%保障水準として水平調整をしまして、それにプラスして、国が包括交付金という形で垂直調整をしているのですけれども、次の図を見ていただいたほうがいいですかね。スライド14のほうの図を見ていただいたほうが早いかもしれません。従来の制度では、100%で水平調整をして、それに包括交付金を入れたという形になっているんですが、2005年の改正では、その保障水準というのを115%に上げて、そこを超える部分の団体から納付金を受けた上で、それを国が受けて、国庫財源と合わせ

て115%まで調整するというような形で、収入の平準化について、これまで包括交付金として別立てにしていたものを、それを内部に入れ込んだという仕組みになります。

こちらは今、申し上げましたように、コミューン、ランスティングそれぞれにおいて、課税力、住民1人当たりの課税標準、この全国平均の115%を保障するという形になっているわけなんですけれども、ただこの制度改正は、こういうふうには仕組みの変化はあるのですが、基本的な性格というのは、特に96年の制度とは変わっていないということで、つまり100%の上の水準で平準化して、それに包括交付金を入れることと、その交付金の財源を平準化のところに入れてしまうというのは、機能としては同じものだという事ですね。

ただ、じゃあ、何でそういう変更をしたのかということなのですが、政府のほうも、この変更自体に実質的な変化があるわけではないということは明確に述べていまして、ただ従来の制度ですと、100%を超える団体は一旦、計算上、納付団体として位置づけられる。そうすると、その団体から、我々は納付しているんだというような形で、非常に苦情があるという。多分に気分の問題になってしまうところを指摘しているわけなんです。ただ、それを変化させることによって、多少でもその納得が得られるなら、そういう改正をしましょうというような、そういう意味合いの制度改正だということが1つあります。

この収入の平準化の点で、次が平準化の計算方法。ちょっと細かいので、これは順序よく見ていただければ、すぐ理解していただけるものかと思うんですけれども、この点で1つ重要なのは、各団体の保障する交付する財源というのを計算するとき、標準税率、あるいは全国の平均税率というのをを用いるのではなくて、コミューンであればそのコミューンが属しているレーン、この場合、ランスティングと言いかえてもいいですが、その団体の平均税率というものを使うということになっております。つまりその属しているランスティング、あるいはレーンによって、適用される税率が違うということになります。

なぜこれは全国平均税率を使わずに、これを使っているかということ、先ほどもお話ししましたが、90年代以降、例えばエーデル改革の中で、高齢者医療の部分をコミューンに移したというようなことがあったわけなんです。ただ、あるランスティングがそのどれだけの部分をコミューンに移したかというのは、ランスティングによって異なるわけですね。つまりその変化のときに税収が移譲される部分というのが、ランスティングごとに違いが出ているわけです。そのために、その違いというのを反映させましょうという配慮か

ら、全国の平均税率ではなく、レーンごとの税率を使っているという算定の仕方になっております。

次に、もう一つの大きな核となる財政需要の調整、費用平準化の部分ですけれども、これは地方団体間の構造的な費用を平準化することを目的としております。構造的というのは、各団体がみずから影響を与えることができないということになるわけなんです。これにつきまして、次の図を見ていただきますと、コミューンにおきましては、これら9つを平準化する際のそれぞれ部分モデル、それぞれ標準的費用を出して、それよりも上回るか下回るか、有利か不利な状況を持っている団体か否かということを見ていく。ランスティングにおきましては保健医療というものを中心としてやっていくということですね。

もともとコミューンにおきましては8つ、ランスティングにおいては1つだったんですけれども、ランスティングにおいて、2006年には人口変化、もともとコミューンにあった人口変化という要素をランスティングにも入れるということがありました。さらに、コミューンとランスティングにおいて、2008年には賃金構造という部分モデルをさらに入れ込むということになってきました。

これはなぜそういうことを行ったかと申しますと、収入平準化の際に、水平的調整をするので、納付を行う団体があるわけなんです。特にストックホルムなどの大都市での負担が大きいという。ただし、その大都市、地域からの言い分とすれば、我々は課税力が高いかもしれないが、一方で、非常にコストもかかってくるという状況がある。具体的には、ストックホルムなどの地域では、賃金が高くなるので、その部分が非常に負担になってくる。ランスティングであれば、具体的には公務員として雇用されている医師の給与が高いので、そこが負担になっている。それがコミューンの社会サービスに従事しているような職員、公務員として、その給料が非常に負担になってくるので、その部分を考慮に入れてほしいということがある。その要素を加味するために、新たにその費用平準化に賃金構造というものが入れられてくるということになります。

この収入の平準化と費用の平準化というものが重要な核になってきます。そのほか、先ほど簡単に申し上げました構造交付金や、現在でいうと調整交付金納付金というものがあるわけですが、この辺の説明はちょっと割愛させていただきます。

最後に、この交付金の推移というものが図にしております。2005年で制度が変わりましたので、コミューン、あるいはランスティングに関して、もともと包括交付金としてあったものが、これが収入平準化のほうに入り込むというような形になります。さらに、

もともと国の垂直的な調整における財源保障レベルというのは毎年、決めていたんですが、これは2005年制度から115%という形で法律に明記されるということになります。その保障レベルが法定化されるのですけれども、もし国が予算の中で用意する交付金の財源がそれより上回れば、それをさらに交付金として配分するし、足りなければ、その部分に関してはコミューン、あるいはランスティングから財源負担をしてもらい、これが調整交付金納付金、右から2つ目のコラムに書いてある数字になります。

この2005年以降の流れとして、その財源が足りない分を地方政府からの納付金で賄っているような状況があるかといえば、決してそうではなく、年によってプラス、マイナスはあるのですけれども、基本的に地方政府の責任で財源保障しているという動きは見られると思います。

以上、駆け足になりましたが、制度における地方政府の事務配分、あるいは歳入構造でありますとかその歴史的な変化を踏まえた上での現在の財政調整制度の概略という形で、報告させていただきました。

以上になります。

【神野会長】 どうもありがとうございました。

それでは、時間も超えておりますので、どなたでも結構です、ご質問ありましたら。林先生、どうぞ。

【林委員】 スウェーデンの場合は、地方税を考える場合はやっぱり所得税が重要になると思います。所得税の税率は地方が自由に決めるとのことですが、タックスベースについてはどのような裁量があるのか。要するに控除等を地方が勝手に決められるかどうか。これが1点ですね。あと税率が上昇する傾向にあるというお話もありましたが、これに関する質問です。日本ではもう住民税の制限税率はなくなったので住民税の税率を上げようと思えば上げられる。もちろん、政治的には簡単には上げられないと思いますがスウェーデンの場合はどうだったのでしょうか。つまり、地方の政治家が税率を上げる場合に、非常に抵抗が大きかったのか小さかったのかというのが2点目です。

3点目ですが、地方の所得税率は3割ぐらいということですが、この水準は日本と比べてどのようなものなのでしょう。日本と比べる場合には、地方は国保の保険料や介護保険の保険料、要するに社会保険料の一部も課しているわけですね。スウェーデンは税負担で同様のサービスを地方が提供していると思いますから、日本と比較する場合は、地方が徴収する社会保険料も入れて比較する必要があると思いますがその場合はどれぐらいに

なるのかなというのが興味があるところかなと思っています。

3点、お願いします。

【伊集准教授】 どうもありがとうございました。ご質問いただいた3点、お答えさせていただきます。

まず課税ベースに関しましては、地方のほうの裁量は一切ありません。

【林委員】 ないんですね。日本と同じで。

【伊集准教授】 はい。これは国がすべて行っております。

税率の上げ下げなんですけれども、スライドの6番で見いただきましたように、10%から30%に上がっていくというのが非常に急速に拡大していくんですけれども、この際、どの程度の抵抗があったかというのは、実際に私は正確に把握できていないんですが、しかし一方で、実際に申し上げましたように、コミューンにおきましては社会福祉や教育、ランスタングにおいては医療というもののサービスを拡大していくという、そのサービス内容の拡大を伴いながら、税率を引き上げていくということを行っているの、ある程度、速やかにその税率の上昇が行えるというような状況が見られるのかと。

【林委員】 近年は変化はないですか。

【伊集准教授】 近年は、30%でおおよそ落ちついているという。年間の違いは若干、上がってきているというのはあるんですけれども、31%から32%の間ぐらいで比較的安定していると。

【林委員】 そうすると、やっぱり上げている地方も当然あるわけですね。

【伊集准教授】 あります、はい。

【林委員】 平均で31。

【伊集准教授】 平均ですね。なので、実際には、低いところだと26%だったり、高いところだと34%ぐらいとか。

【林委員】 それはいいのですが、1つの自治体で、上げるところも当然あるわけですよ。

【伊集准教授】 そうですね。それは、その予算を立てるときに、交付金などの額も算定しながら、来年度は幾らの財源が必要かというところから計算して、来年度の税率が決まってくるという形になります。

次に、地方所得税の負担という点になるわけなのですが、日本などを念頭に置いた場合に、税以外にさまざまな負担もあるという中で、1つは、例えば日本において、健康保険

などの負担があるような部分は、これはスウェーデンではランスティングが医療を税でやっているのは、そういう部分はまずないということですね。例えば介護保険というの、コミューンで税としてやっているの、そういう負担もないということですね。

【林委員】 だからスウェーデンの地方所得税が高い、高いと言われてはいますが、実を言うと、日本では違う形をとっているということがあるので、その部分は割り引く必要があるわけですね。

【伊集准教授】 というところを、世帯当たりどれぐらいの負担があるかという場合は、それも含めないといけないということですね。

あと、国のやっている社会保険なども含めると、年金なども基本的に社会保険は雇用主負担なので、その部分での世帯の負担もない。年金では今、自己負担部分が入ってきているんですけども、ただこれは拠出した後、国庫のほうから税額控除されるということになって、基本的な実質的な負担はないというので、なのである意味、所得税に非常に集中しているというのは言えると思います。

【神野会長】 ほか、いかがでございましょう。沼尾先生、どうぞ。

【沼尾委員】 ありがとうございます。2点、教えていただきたいんですけども、96年の水平的財政調整制度導入の際に、地方政府の課税権侵害との批判があったということなんですけれども、このときに、例えばもうちょっと国税のほうでしっかりとるというような、例えば税源自体を国のほうで拡大するとか、あるいは国のほうでもうちょっと税率を引き上げるとか、そういう議論はなかったのかということが1つと、あとそれからこの財政調整制度における調整額の計算方法ですとか、96年以降、制度の実施決定に関して、地方側の関与というんでしょうか、その決定についてどういう形で地方政府が意見を言ったり、あるいは決定に際して国との協議の場があったのかなどとかを教えてください。

【伊集准教授】 どうもありがとうございます。この96年で水平調整を入れるときに、どういう議論があったかということで、今、沼尾先生がおっしゃったように、国のほうで財源をしっかりとるというような議論はなかったんですね。ではなくて、このときなぜ水平調整にしたのかということなんですけれども、これは93年の場合では、収入平準化と費用平準化というのは設けるといのが今に通じるものがあるというか、今の制度の軸ができてきたんですけど、一方で収入の平準化に関しては、国が決めた保障レベルにまで財源保障で上げていくと。ただし、そこを超えている部分に対してはやらない。つまり不交

付団体が出てくるということですね。そうすると、この不交付団体は、この財政調整制度の枠組みから外れてしまうということですね。

それがなぜ問題になるかという点、結局、例えばある時期で、先ほどコミュニケーションとランディング間の事務移譲などがありましたように、国の事務を例えばコミュニケーションにおろしたということをやった場合に、それを、じゃあ、財源面でどう面倒見るかという点、それが国が包括交付金を上げる形でやるという形になるわけで、そのときに、不交付団体という枠組みに入っていない団体があると、それを増やすということによって対応ができないので、すべての団体をその交付金制度に入れたいといけないということがあるんですね。そのために、1つはすべての団体をこの交付金の中に入れるということが、まず目的としてあったということです。

もう一つは、水平調整をすることによって、国の財源保障、財源がどれだけあるかという状況は置いておいても、まず地方のレベルで水平的にやるので、国の状況にかかわらず、必ず平準化はできるという。だからこそこの制度は持続可能なんだという理由で、水平調整を入れるということになるんですね。それがまず1点目に対する答えになります。

それで、次に地方政府の関与なんですけれども、スウェーデンでは、非常に地方政府の発言権というのは歴史的にも高いというのがありまして、制度的にも、地方自治体の公務員の雇用主でもあり、あるいはそれに対してさまざまな情報提供であったり研究活動を行っているような地方政府連合と呼ばれるものがあるのですけれども、それを通じて、国に対してフォーマルにもインフォーマルにも意見を提出していく。例えば財政調整制度の変更にかかわるような制度改革をするときには、それに先立って、国で委員会を立ち上げて、そのときには、もともと地方政府の議員だった人だとか、現在の議員だとかが参加したり、あるいは地方政府連合の職員が事務方で参加したりだとかということがあるので、非常にその地方政府をしっかりと参加させて議論するというのがまずある。

さらに、この財政調整制度の実際の変更に関して言えば、93年の改革というのは現行制度の軸になる非常に重要な改革だったんですけど、この改革自体は、そもそももともとは80年代から、当時、コミュニケーション連合、今申し上げた地方政府連合の前身なんですけれども、この団体が出した特定補助金の一般財源化を伴う財政調整制度の変更にかかわる提案、これを受けて、国のほうがこの提案を軸にして、その制度変更を考えていこうということをやったと。まず議論の最初のときに。

そういう意味では、もともと地方の発信で制度改革が特に動いたということが非常に

おもしろい点じゃないでしょうか。

【神野会長】 どうもありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。よろしいですかね。

すみません、私の不手際でもって、既に時間を大幅にオーバーしておりますので、今日のヒアリングはこの辺で終了させていただきたいと思います。

どうもありがとうございました。お招きした3人の有識者の方々からは、大変有意義なお話を頂戴いたしましたので、私どもの今後の検討に反映させていきたいと考えております。

それでは、私の不手際で、繰り返すようですが、検討会の予定の時間を大幅にオーバーしておりますので、事務局のほうから、申しわけありません、連絡事項をお願いしたいと思います。

【開出都道府県税課長】 次回の検討会でございますけれども、7月2日火曜日の15時から17時までということで、場所は本日と同じこの省議室を予定しております。

内容といたしましては、これまでのヒアリングにおける議論の整理と、これに関する議論を行っていただきたいと考えております。

以上でございます。

【神野会長】 今、事務局のほうからお話がありましたように、次回といいますか、今回でヒアリングは終了させていただきますので、またもとの原則に戻して、今回まではヒアリングは公開でやっていたわけですが、もとの原則に戻して、議事は非公開にさせていただいて、運営させていただきたいと思っております。

最後に、私の不手際で皆様方の予定を大幅に狂わせてしまったのではないかとということをおわびいたしまして、終了させていただきたいと思います。どうもありがとうございました。